

中部森林研究投稿規定

1. 投稿資格

投稿は中部森林学会会員に限る。ただし、筆頭者以外の共同著者には非会員を含むことができる。

2. 原稿の内容と種目

原稿の内容は、森林および林業に関連したものであり、当該年に実施された中部森林学会大会（研究発表会）の発表内容に沿うものとする。原稿の種目は「論文」と「報文」とし、著者が選択する。「論文」は新たな研究成果を含むもので、未発表のものに限る。「報文」は実験、調査、観察、解析の報告とする。「論文」と「報文」の審査基準は、別に定める審査要領を参照のこと。

3. 用語および制限ページ数

原稿は和文とする。母語が日本語ではない著者の場合は、英文も認める。ただし、英文の場合は、英文校閲を受けたものとする。

原稿は図表などを含め、原則として刷り上がり 6 ページ以内とする。

4. 原稿提出

原稿は本規定および執筆要領の各項を満たしたものとし、必要事項を記入した「投稿原稿チェックリスト」とともに、原稿受付期間中に、中部森林学会が指定する論文投稿・査読システムに提出する。

5. 原稿審査

原稿の審査は、別に定める審査要領に基づき編集委員会が実施し、掲載の可否を決定する。

6. 著作権譲渡

著者は、中部森林研究に掲載される「論文」または「報文」の著作権を中部森林学会に譲渡するため、最終原稿の提出とともに、著作権譲渡承諾書を中部森林学会事務局に提出する。

7. 著者校正

著者校正は初稿に限り、誤植の訂正にとどめる。

8. 掲載料

掲載料は「論文」または「報文」1編あたり 5000 円とする。著者は、原稿の掲載決定後に中部森林学会事務局に支払う。

2006 年 7 月 13 日改定

2010 年 6 月 7 日改定

2011 年 10 月 21 日改定

2012 年 6 月 12 日改定

2013 年 7 月 24 日改定

2015 年 5 月 29 日改定

2017 年 6 月 9 日改定

2020 年 7 月 27 日改定

2023 年 7 月 26 日改定